

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合  
の開催について

令和6年4月5日  
デジタル行財政改革会議事務局長決裁

1. 人口減少社会において公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくため、地方自治体が個々にシステムを開発・所有することなく、国と地方が協力して開発して共通システムを幅広い自治体を利用する仕組みを広げていくことを目指し、デジタル共通基盤の整備・運用に向けた基本方針を取りまとめるとともに、今後必要な検討体制等を構築・準備するため、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合（以下「準備会合」という。）を開催する。
2. 準備会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
  - 山口県知事
  - 愛知県一宮市長
  - 秋田県美郷町長
  - 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長（主査）
  - 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局審議官
  - デジタル庁デジタル監
  - デジタル庁戦略・組織グループ統括官
  - 総務省自治行政局長
3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。